

四日市市立こども園管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月16日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第17号

四日市市立こども園管理規則の一部を改正する規則

四日市市立こども園管理規則（平成29年四日市市規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 教育認定子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第19条第1号</u>に規定する小学校就学前子どもの区分で法第20条第1項の規定により認定される者をいう。</p> <p>(2) 2号認定子ども <u>法第19条第2号</u>に規定する小学校就学前子どもの区分で法第20条第1項の規定により認定される者をいう。</p> <p>(3) 3号認定子ども <u>法第19条第3号</u>に規定する小学校就学前子どもの区分で法第20条第1項の規定により認定される者をいう。</p> <p>(4)から(6)まで (略)</p> <p>(教育課程)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 教育認定子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第19条第1項第1号</u>に規定する小学校就学前子どもの区分で法第20条第1項の規定により認定される者をいう。</p> <p>(2) 2号認定子ども <u>法第19条第1項第2号</u>に規定する小学校就学前子どもの区分で法第20条第1項の規定により認定される者をいう。</p> <p>(3) 3号認定子ども <u>法第19条第1項第3号</u>に規定する小学校就学前子どもの区分で法第20条第1項の規定により認定される者をいう。</p> <p>(4)から(6)まで (略)</p> <p>(教育課程)</p>

第7条 園長は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第1号。次項において「教育・保育要領」という。）に定めるところに従うとともに、教育委員会が定める学校教育指導方針により、乳幼児及び地域の実態等を踏まえて、毎年実施する教育課程を編成し、毎年4月末日までに教育委員会に届け出なければならない。

（一時預かり事業）

第33条 こども園は、別に定めるところにより児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を行うものとする。

第7条 園長は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第1号。次項において「教育・保育要領」という。）に定めるところに従うとともに、教育委員会が定める学校教育指導方針により、乳幼児及び地域の実態等を踏まえて、毎年実施する教育課程を編成し、毎年4月末日までに教育委員会に届け出なければならない。

（一時預かり事業）

第33条 こども園は、別に定めるところにより児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の第7項に規定する一時預かり事業を行うものとする。

改正後

別表（第12条関係）

施設名	定員（人）
（略）	
塩浜こども園	<u>90</u>
（略）	
神前こども園	（略）
<u>富田こども園</u>	<u>100</u>
<u>桜こども園</u>	<u>100</u>

改正前

別表（第12条関係）

施設名	定員（人）
（略）	
塩浜こども園	<u>1 1 0</u>
（略）	
神前こども園	（略）

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（こども未来部保育幼稚園課）